株主総会参考書類

第1号議案　剰余金の処分の件

銀行業としての公共性に鑑み、お客さまや地域社会からの信頼にお応えするため、健全経営と内部留保の充実に努めますとともに、ステークホルダーへの適切な配分を行うという基本方針のもと、また、当行創立80周年を記念して、1株につき50銭の記念配当を加え、以下のとおり当期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

なお、内部留保金につきましては、お客さまへのサービス向上のための設備投資を行うとともに、経営基盤の拡充や経営体質の強化のため有効に活用してまいりたいと考えております。

1．期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類
　金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額
　当行普通株式1株につき金11円（うち、創立80周年記念配当50銭）とし、配当総額は1,392,729,778円といたしたいと存じます。
　なお、中間配当金として11円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株につき22円となり、前期と比較して1円50銭の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日
　2023年6月29日といたしたいと存じます。

2．その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額
　別途積立金　　7,000,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目とその額
　繰越利益剰余金　　7,000,000,000円

第2号議案　取締役3名選任の件

取締役　熊谷俊行、市川達史及び秋山勝貞の３氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	熊谷（くまがい）　俊行（としゆき）　再任	取締役頭取（代表取締役）
2	市川（いちかわ）　達史（たつし）　再任	取締役常務執行役員
3	秋山（あきやま）　勝貞（かつさだ）　再任　社外　独立	取締役（社外取締役）

再任　再任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員

取締役候補者

候補者番号 1 くまがい としゆき
熊谷 俊行 (1957年11月25日生)

再任

所有する当行の株式数
71,500株

略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)

1981年 5月	当行入行
2009年 6月	同取締役経営企画部長
2012年 6月	同常務取締役経営企画部長
2014年 6月	同専務取締役
2016年 6月	同取締役頭取(現任) 監査部担当

取締役候補者とした理由

浦安支店長、経営企画部長等を歴任したほか、2009年6月より取締役を、2016年6月からは取締役頭取を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 2 いちかわ たつし
市川 達史 (1963年10月9日生)

再任

所有する当行の株式数
23,500株

略歴、当行における地位、担当(重要な兼職の状況)

1987年 5月	当行入行
2014年 6月	同個人融資部長
2016年 6月	同執行役員経営企画部長
2018年 6月	同常務執行役員
2019年 6月	同取締役常務執行役員(現任) 事務統括部、システム部担当

取締役候補者とした理由

個人融資部長、執行役員経営企画部長、常務執行役員等を歴任したほか、2019年6月より取締役常務執行役員を務め、その職務・職責を適切に果たしております。こうした経験や知見を取締役として活かすことにより、引き続き当行の経営に貢献することが出来る人物と判断し、取締役候補者といたしました。

候補者番号 3

あきやま かつさだ
秋山 勝貞 (1950年11月28日生)

再任 社外 独立

所有する当行の株式数
0株

略歴、当行における地位、担当（重要な兼職の状況）

1974年 4月	日本銀行入行
1981年 7月	同秘書室
1983年 7月	同ロンドン駐在参事付
1992年 5月	同企画局政策広報課長
1994年10月	同企画局調整課長
1997年 7月	同下関支店長
1998年 9月	同考査局考査役
2000年 5月	同発券局長
2003年 5月	同政策委員会室長
2005年 9月	一般社団法人第二地方銀行協会 常務理事
2015年 6月	株式会社サンテック社外監査役
2015年 6月	当行社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

日本銀行の発券局長、政策委員会室長等の職務を通じて培ってきた金融全般における豊富な知識・経験を有しており、中長期的な経営課題やガバナンスの強化について有益な助言を行うなど意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割や高い監督機能の発揮を期待して、社外取締役候補者といたしました。なお、同氏は過去に社外役員になること以外の方法で企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。同氏の当行社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。

独立性について

同氏は、当行が定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしております。なお、同氏が2015年6月まで常務理事を務めておられた一般社団法人第二地方銀行協会へ会費等の支払いがありますが、2022年度の取引額は、同協会経常収益の1％未満であり、独立性に影響を与えるものではございません。

（注）1. 取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 秋山勝貞氏は社外取締役候補者であります。なお当行は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の責任限定契約について
秋山勝貞氏が選任された場合、当行は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。
4. 当行は保険会社との間で取締役、監査役及び執行役員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関して責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正が損なわれないようにするため、被保険者の犯罪行為や法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に対する損害等は補償対象外としております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時には同内容での更新を予定しております。

〈ご参考〉スキルマトリックス

第2号議案が承認された場合の各役員の専門性は、下記のとおりです。
なお、下記の一覧表は各取締役、監査役の有するすべての知識・経験・能力等を表すものではございません。

	取締役						
氏　名 役　職	**熊谷　俊行** 取締役頭取 (代表取締役)	**橋本　清** 取締役副頭取 (代表取締役)	**秋山　智** 取締役 専務執行役員	**市川　達史** 取締役 常務執行役員	**藤﨑　一男** 取締役 常務執行役員	**小坂　裕巳** 取締役 常務執行役員	**秋山　勝貞** 取締役 (社外取締役)
企業経営 組織運営	●	●	●	●	●	●	●
金融 財務・会計	●	●	●	●	●	●	●
法務 リスクマネジメント	●	●	●	●	●	●	●
地域営業 地方創生	●	●	●	●		●	●
市場運用	●	●		●	●		●
IT デジタル	●	●		●		●	●

取締役の社外役員比率

40% (4名／10名)

監査役の社外役員比率

60% (3名／5名)

取締役の女性役員比率

10% (1名／10名)

				監査役				
	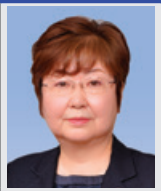						
内村　廣志 取締役 (社外取締役)	**戸部　知子** 取締役 (社外取締役)	**上西　京一郎** 取締役 (社外取締役)	**稗田　一浩** 常勤監査役	**尾池　伸一** 常勤監査役	**小野　功** 監査役 (社外監査役)	**花田　力** 監査役 (社外監査役)	**岩原　淳一** 監査役 (社外監査役)
●	●	●	●	●	●	●	●
¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥	¥
●	●	●	●	●	●	●	●
■	■	■	■	■		■	
▲							▲
□					□		

●：企業経営　組織運営　¥：金融　財務・会計　●：法務　リスクマネジメント　■：地域営業　地方創生　▲：市場運用　□：IT　デジタル

〈ご参考〉社外役員の独立性判断基準

当行における社外取締役又は社外監査役は、現在又は最近（注1）において、以下のいずれの要件にも該当しない者とする。

1. 当行を主要な取引先（注2）とする者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
2. 当行の主要な取引先（注3）である者、それらの者が法人である場合、当該法人、その親会社、又は、その重要な子会社の業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に、過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）。
4. 当行の主要株主（注4）、又はその業務執行者。
5. 次に掲げる者（重要（注5）でない者を除く）の近親者（注6）。
   （1）上記1から4までに該当する者。
   （2）当行及びその子会社の取締役、監査役及び重要な使用人等。

（注1）実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役又は社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
（注2）当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の2%以上の支払がある先。
（注3）当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の2%以上の支払のある先。
（注4）総議決権の10%以上を所有する株主。
（注5）業務執行者については会社・取引先の役員を、会計事務所や法律事務所等に所属する者については、公認会計士や弁護士などを指す。
（注6）二親等内の親族。

以　上